

## 定年延長について

### 1 現行法制度上の「定年」について

定年年齢は、地方公務員法第 28 条の 2 第 2 項において、「国の職員につき定められている定年(60 歳(医師 65 歳))を基準として条例で定めるものとする。」と規定されており、これを受けて、本市では「千葉市職員の定年等に関する条例」第 3 条で、「職員の定年は、年齢 60 年とする(医師は 65)」としている。

### 2 国の動向

平成 23 年度に人事院から定年延長に関する意見の申出がなされ、政府も定年の引上げを検討する旨表明していたが、現在まで具体的な方針決定はなされていない。

#### ○平成 23 年度人事院意見申出

- ・年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成 25 年度から定年を段階的に引上げることが適当、との基本的考え方を示す。

#### ○平成 24 年 3 月政府「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」

- ・民間の高年齢者雇用確保措置実施済企業の 82.6%が定年延長ではなく継続雇用制度により対応している現状等を踏まえ、再任用の義務化で対応する。年金支給開始年齢が 65 歳に引き上がる間に、公務の運営状況や民間の実施状況を勘案し、改めて検討を行うとされた。

#### ○平成 25 年 3 月閣議決定「国家公務員の雇用と年金の接続について」

- ・国家公務員については、当面、年金支給開始年齢までフルタイムによる再任用を基本とし、雇用と年金を確実に接続することとされた。また、閣議決定を踏まえ、総務副大臣から、地方自治体には、地方の実情に応じて必要な措置(再任用)を講じるよう要請があった。

#### ○平成 25 年度人事院勧告(報告)

- ・年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられる平成 28 年度までには、平成 26 年度からの再任用の運用状況を随時検証しつつ、人事院の意見の申出に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要がある。

#### ○平成 26 年 4 月「国家公務員法等の一部を改正する法律」附則

- ・政府は、平成 28 年度までに、意見の申出を踏まえつつ、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討する。

#### ○平成 26 年度人事院勧告

- ・人事院も意見の申出を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取り組む。

※平成 27 年 5 月人事院「民間企業の定年制と定年退職者の継続雇用の状況」に関する発表資料によれば、調査対象企業(50 人以上の企業)中、定年制を有する企業の割合は 99.7%で、そのうち 60 歳定年制とする企業の割合は 87.4%であったとされており、定年年齢を引上げている企業は、まだ少数となっている。

## 千葉市の高齢期雇用制度について

現行、地方公務員法第28条の2第2項の規定を受け、総務省通知で「国家公務員の定年と異なる定年を定めることにつき合理的理由のある場合を除き、国家公務員の定年と同一の定年を定めなければならない」とされるほか、現行法上、降任（降給）は、分限処分に当たるなど制約があり、定年延長を実施するためには、課題があることから、国と同様に再任用制度により対応をしている。

### 1 再任用制度とは

- 定年等で退職した職員の公務で培った知識・経験を公務の場で活用していくとともに、60歳前半の生活を支えるために設けられた制度。
- 従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め採用する（任期の上限は、65歳に達する年度の年度末まで）。
- フルタイム勤務と短時間勤務の二つの勤務形態がある。
- 本市では、平成14年4月から運用開始（条例は平成12年度に制定）。

### 2 本市での運用（現行）

#### (1) 職位

定年前 職位	3級 主任	4級 主査級	5級 補佐級	6級 課長級	7級		8級 局長級
					参事・技監級	部長級	
再任用 職位	3級 主任級				4級－主査補(フル) 3級－主任(短)		再任用していない※ (嘱託・外郭等への再就職)

※局部長級であった者を、6級・課長級(フル)以上で再任用することを検討している。

#### (2) 職務内容

定年前の職員と同様の職責のもと、本格的な業務に従事する。

#### (3) 選考方法

従前の勤務実績、健康状況及び面接試験に基づく選考による（勤務実績不良の場合や、健康上の問題がある場合は採用しない）。

#### (4) 勤務体系

種別	フルタイム勤務	短時間勤務
週あたりの勤務日数	週5日	週3日
1日の勤務時間	7時間45分	7時間45分
週あたりの勤務時間	38時間45分	23時間15分

※本市では現在、短時間勤務は週3日のみとして運用している。

(5) 給与

ア 給料 (行政職給料表)

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
フル	182,400	209,800	240,800	273,600	288,600	306,600	366,900	413,300
短	109,440	125,880	144,480	164,160	173,160	183,960	220,140	247,980

※1) 給料は各級単一の額であり、昇給はしない。

※2) 網掛けは、給料表は存在するものの、現行では実際に運用(任用)していない部分。

イ 諸手当

- ・生活関連手当 (扶養手当、住居手当) 及び退職手当は支給しない。
- ・期末、勤勉手当は支給する (平成 26 年度支給実績 2.15 月分)。

(6) これまでの運用の変遷

退職時の職位に応じ、段階的に、対象及び勤務形態を拡大導入してきている。

(以下、職位は、退職時の職位をいう。)

- ・平成 14 年度 非管理職の再任用開始、勤務形態 (フル・短) は原則本人意向による。
- ・平成 19 年度 補佐・主幹級 (管理職) の再任用開始、管理職は原則短時間 (週 3 日)
- ・平成 21 年度 課長級で再任用開始 (原則短時間)
- ・平成 24 年度 補佐級職員について、希望者にはフルタイムで再任用開始
- ・平成 25 年度 課長級職員について、希望者にはフルタイムで再任用開始
- ・平成 27 年度 参事・技監級職員で再任用開始 (フル・短 希望制)

3 その他の再雇用制度

本市では、再任用以外に、主に課長職以上を対象に、次の再雇用勤務形態を運用している。

ア 外郭団体役員への再就職

- ・局部長級の定年退職者は、主に外郭団体の役員に就任している。

イ 非常勤嘱託職員での雇用

- ・本市及び外郭団体で雇用されている。

(本市における雇用条件)

- ・委嘱期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年以内で、再委嘱を妨げない。
- ・勤務日数及び勤務時間は、1 週間につき 30 時間を超えない範囲で業務ごとに定める。
- ・報酬は、勤務形態や業務で異なり、賞与などの手当は支給されない。

※外郭団体で採用される場合の雇用条件は、本市と同程度となっている。

4 給与比較 (フルタイム勤務として比較)

	再任用 (フル)		非常勤嘱託	外郭役員
	3 級	4 級		
給料月額	240,800 円	273,600 円	222,900 円	平均約 30 万
年 収	約 370 万円	約 430 万円	約 260 万円	平均約 550 万
年金支給	支給されない	支給されない	支給年齢到達後は一部支給される※1	支給年齢到達後も支給停止となる※2
年金加算後の額	約 370 万円	約 430 万円	約 380 万円※1	約 550 万円※2

※1) 年金額を平均値である 170 万円／年と仮定。結果、一部年金支給停止調整額(月 4 万程度)が発生。

※2) 年金額を平均値である 170 万円／年と仮定。結果、年金は全額支給停止となる。

《参考 1》再任用短時間 3 級の場合

年収は約 225 万円、年金加算後の額は約 360 万円となる。

《参考 2》民間給与 (出典：平成 26 年度人事院勧告参考資料)

民間 (企業規模 100 人以上) における高齢層従業員 (60~64 歳) の年間賃金は、  
 全国：386 万円、千葉県を含む大都市圏：431 万円となっている。